

2018. 6. 25

夏期の流通する食品等の安全性を確保するために 「夏期一斉取締り」を行います

食中毒の発生しやすい夏期を迎え、飲食店、旅館、仕出し・弁当屋、食肉取扱施設、スーパーマーケット、学校等の衛生管理を確認するために、県下一斉に保健福祉事務所（保健所）職員が立入検査を行います。

特に、全国的に発生が多いカンピロバクターや、腸管出血性大腸菌等による食中毒を防止するため、食品の衛生的な取扱いを重点的に点検します。

また、流通食品の安全性を確保するため、店頭における食品の抜き取り検査を実施します。

1 実施期間

平成30年(2018年)7月2日(月)から8月3日(金)まで

2 実施機関

県内10保健福祉事務所（保健所）

3 実施方法

(1) 立入検査

ア 重点施設

飲食店、旅館、仕出し・弁当屋、食肉取扱施設、スーパーマーケット、学校等

イ 立入検査内容

食品の衛生的な取扱い方法、食品の適正表示（期限表示等）の確認等

(2) 食品の抜き取り検査

ア 対象食品

食肉製品、魚介類、アイスクリーム類、乳製品、果実・野菜等

イ 検査項目

細菌（大腸菌群、サルモネラ属菌等）

食品添加物（着色料、保存料、発色剤等）

残留農薬等

●内容に関するご意見・お問い合わせ先

・長野県庁健康福祉部食品・生活衛生課

（電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.lg.jp）

・最寄りの保健福祉事務所（保健所）食品衛生相談窓口

○ 参考資料

平成 29 年度（2017 年度）の夏期一斉取締りの実施結果

（1）立入検査結果

立入検査施設数	指導件数	指導件数の内訳
3, 200施設	846施設	<ul style="list-style-type: none">・許可を要する営業施設 : 772件・許可を要さない営業施設 : 74件

（2）食品の抜取り検査結果

検体数	不適件数	不適内容
348件	0件	<ul style="list-style-type: none">・食肉製品の規格基準違反 : 1件・乳の規格基準違反 : 1件・乳製品の規格基準違反 : 1件

○ 問い合わせ先

保健福祉事務所（保健所）ごとに実施計画を立てていますので、お問い合わせください。

保健福祉事務所名	電話番号
佐久保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0267-63-3297
上田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0268-25-7152
諏訪保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0266-57-2929
伊那保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-76-6839
飯田保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0265-53-0446
木曾保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0264-25-2235
松本保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0263-40-1943
大町保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0261-23-6528
長野保健福祉事務所 食品・生活衛生課	026-225-9065
北信保健福祉事務所 食品・生活衛生課	0269-62-3106